

(別紙 1)

平成 29 年度～平成 39 年度 社会福祉法人山陰会 社会福祉充実計画

1. 基本的事項

法人名	山陰会		法人番号	8310005005328				
法人代表者氏名	理事長 本田 龍一							
法人の主たる所在地	長崎県南島原市深江町戊 2975 番地 9							
連絡先	0957-72-2362							
地域住民その他の関係者への意見聴取年月日	不要							
公認会計士、税理士等の意見聴取年月日	平成 29 年 6 月 7 日							
評議員会の承認年月日	平成 29 年 6 月 20 日							
会計年度別の社会福祉充実残額の推移 (単位：千円)	残額総額 (平成 28 年度末現在)	1 か年度目 (平成 29 年度末現在)	2 か年度目 (平成 30 年度末現在)	3 か年度目 (平成 31 年度末現在)	4～9 か年度目 (平成 32～37 年度末現在)	10 か年度目 (平成 38 年度末現在)	合計	社会福祉充実事業未充当額
	229,860	229,860	179,860	179,860	179,860	0	0	0
うち社会福祉充実事業費(単位：千円)			▲50,000			▲179,860	▲229,860	
本計画の対象期間	平成 29 年 4 月 1 日～平成 39 年 3 月 31 日							

2. 事業計画

実施時期	事業名	事業種別	既存・新規の別	事業概要	施設整備の有無	事業費
1 か年度目						
	小計					
2 か年度目	グループホーム建設	社会福祉事業	新規	グループホームの建設	有	5,000 万円
	小計					

3か年度目						
	小計					
4～9か年度目						
	小計					
10か年度目	普賢学園建替	社会福祉事業	既存	老朽化のため	有	17,986万円
	小計					
合計						17,986万円

※ 欄が不足する場合は適宜追加すること。

3. 社会福祉充実残額の使途に関する検討結果

検討順	検討結果
① 社会福祉事業及び公益事業（小規模事業）	
② 地域公益事業	社会福祉事業の取組を実施する結果、残高は生じないため、実施はしない。
③ ①及び②以外の公益事業	社会福祉事業の取組を実施する結果、残高は生じないため、実施はしない。

4. 資金計画

事業名	事業費内訳	1か年度目	2か年度目	3か年度目	4～9か年度目	5か年度目	合計
	計画の実施期間における事業費合計		5,000万円			17,986万円	22,986万円
財源構成	社会福祉充実残額		5,000万円			17,986万円	22,986万円
	補助金						
	借入金						
	事業収益						
	その他						

※ 本計画において複数の事業を行う場合は、2. 事業計画に記載する事業の種類ごとに「資金計画」を作成すること。

5. 事業の詳細

事業名	グループホーム	
主な対象者	地域の障害者	
想定される対象者数	8人	
事業の実施地域	南島原市	
事業の実施時期	平成30年4月1日～平成31年3月31日	
事業内容	入所が困難な強度行動障害のある利用者を受け入れるための施設整備	
事業の実施スケジュール	1か年度目	施設整備準備
	2か年度目	施設整備
	3か年度目	事業開始
	4か年度目	事業継続
	5か年度目	事業継続
事業費積算 (概算)	建物等施設整備費等 5,000万円	
	合計	5,000万円(うち社会福祉充実残額充当額 5,000万円)
地域協議会等の意見と その反映状況		

事業名	普賢学園立替工事	
主な対象者	今の利用者	
想定される対象者数	48名	
事業の実施地域	南島原市	
事業の実施時期	平成29年4月1日～平成39年3月31日	
事業内容	入所が困難な強度行動障害のある利用者を受け入れるための施設整備	
事業の実施スケジュール	1～9 か年度目	施設整備準備期間
	10年度目	既存建物取り壊し及び施設整備
事業費積算 (概算)	建物等施設整備費等 17,986万円(総額7億円)	
	合計	17,986万円(うち社会福祉充実残額充当額 17,965万円)

地域協議会等の意見と その反映状況	
----------------------	--

※ 本計画において複数の事業を行う場合は、2. 事業計画に記載する事業の種類ごとに「事業の詳細」を作成すること。

6. 社会福祉充実残額の全額を活用しない又は計画の実施期間が5か年度を超える理由

自立支援法の施行以来、制度が大幅に変遷してきた。現在でも障害福祉サービスは3年ごとに定期的な総合支援法の見直しが行われており、目まぐるしく変遷する福祉サービスの中、全体としては地域包括ケアを目指し、様々な福祉サービスが生まれている。今後、入所施設は地域福祉拠点あるいは障害分野だけにとらわれない児童、高齢、地域住民も活用できる包括的な位置づけが検討されているが、まだ明確な指針は定まっているとは言えず、これらの方針が明確に定まり、実体的な福祉サービスまで落とし込まれるには一程度の時間が必要になると考えられる。

大規模な施設整備となるため、計画、補助金申請の段階でも時間がかかると予想され、利用者に関しても重度・強度障害を有する利用者が増大しているため、より専門性や環境に配慮した施設づくりが求められる上、今後目覚ましい普及が予想される IOT や AI、介護ロボット等の活用も必須の要件となる。

長年に使用する施設であるため、時間を区切ったの早急な施設整備は長期的な視点からも適切とは言えず、より高い公平性と公正性が求められる第一種社会福祉事業の施設として、国の一定程度の継続的な方針が決まった上で、整備を行うことが地域福祉や障害福祉サービスにおいて与える影響や財源の効果・効率を考えた上で妥当であると考えられる。以上の理由から5カ年以内の早急な計画策定と実行は難しいと考えられるため、10カ年計画に修正して提出致します。